



令和6年度共同募金（令和7年度事業使用分） 地域助成事業実施要領

社会福祉法人青森県共同募金会

1 目的

青森県内の市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）及び市町村などの小地域単位で活動する団体（町内会等を含む）が実施する「地域福祉を推進する活動」に必要な資金を助成し、地域福祉の推進を図る。

2 助成対象及び助成額

(1) 市町村社会福祉協議会助成事業

ア 助成対象団体

市町村社会福祉協議会

イ 助成対象事業

令和7年度に市町村社会福祉協議会等が実施する地域福祉の推進を図ることを主たる目的とした事業のうち、次に掲げる共同募金助成金を主たる財源となる事業。

(ア) 住民のたすけあい活動やささえあい活動の普及促進を図るための事業

(イ) 高齢者、障害者など地域における日常生活に何らかの援助を必要とする人たちを支援するための事業

(ウ) 児童や青少年の育成に寄与するための事業

(エ) 防災・防犯対策を促進するための事業

(オ) その他住民参加の福祉活動の活性化を図る事業

ウ 申請書の受付及び提出書類について

助成金の交付を受けようとする市町村社協については、次の書類を市町村共同募金委員会に提出するものとする。なお、助成申請事業の概要については、「赤い羽根データベースはねっと」への入力を持って提出とみなす。

(ア) 共同募金助成事業申請書（様式第1号・Bの1）（※1）

(イ) 当該年度事業計画書・収支予算書

(ウ) 前年度事業報告書・収支決算書

(エ) その他本会が特に必要とする関係書類

(※1) 申請書は、本会ホームページからダウンロードできます。

(http://akaihane-aomori.or.jp/subsidy/subsidy_akaihane.html)

(※2) 申請時点で令和5年度事業報告及び決算の承認が取れていない場合は、決算承認後、当該書類を提出すること。

エ 助成額

原則として、社会福祉法人青森県共同募金会一般募金取扱基準に基づき、当該年度の2月25日までの市町村共同募金委員会募金実績額により算出。

(2) 小地域団体福祉活動助成事業（公募助成）

ア 対象団体

各市町村を拠点とし、活動期間が1年以上の団体（町内会、自治会含む）

イ 対象事業

令和7年度に実施される住民参加により行われる地域福祉の推進を図ることを主たる目的とした事業のうち、次に掲げる共同募金助成金を主たる財源として実施する事業。

(ア) 住民のたすけあい活動やささえあい活動の普及促進を図るための事業

(イ) 高齢者、障害者など地域における日常生活に何らかの援助を必要とする人たちを支援するための事業

(ロ) 児童や青少年の育成に寄与するための事業

(ハ) 防災・防犯対策を促進するための事業

(ニ) その他住民参加の福祉活動の活性化を図る事業

ウ 助成基準

(ア) 助成額

1団体につき30万円以内とする。ただし、物品・備品購入が主な事業であると認められた場合は15万円を限度額とする。（助成申請額が30万円以上となる場合は、所在地の市町村共同募金委員会に相談の上、地域福祉活動公募助成事業に申請すること。）

(イ) 助成率

総事業費の75%以内とする。

エ 助成対象経費

小地域団体福祉活動助成事業の実施に必要な経費（備品等購入費を含む）とする。ただし、次の経費は助成の対象としない。

(ア) 対象外事業

- ・総事業費が3万円未満の事業
- ・汎用性の高い事務用機器（パソコン、カメラ等）や備品（書庫、机等）の購入が主となる事業
- ・行政又は自治体からの支援によって実施することが可能と認められる事業
- ・サロン、学習支援、食事サービス等の事業について月1回以上の開催されないもの
- ・その他本会で不相当と認めたもの

(イ) 留意事項

・多くの住民が活用する備品等（クリーンボックスなど）の整備を内容とする事業にあつては、障がい者・高齢者等も使いやすいように配慮したものであること。（単に備品等の更新のみを目的とした事業については助成対象としては認められないので留意すること。）

・広報紙・機関紙等の情報提供を主体とするものの作成を内容とする事業にあつては、作成物が、地域福祉や共同募金運動の推進に寄与すると認められるものであること。（単に記念誌などの作成のみを目的とした事業については助成対象としては認められないので留意すること。）

・助成申請は1団体につき1事業とする。

オ 申請書の受付及び提出書類について

助成金の交付を受けようとする団体については、次の書類を所在地の市町村共同募金委員会に提出するものとする。

- (ア) 共同募金助成事業申請書（様式第1号・Bの2）（※1）
- (イ) 定款又は会則等
- (ウ) 当該年度事業計画書・収支予算書
- (エ) 前年度事業報告書・収支決算書（※2）
- (オ) 実施事業の見積書、製品カタログ
- (カ) その他本会が特に必要とする関係書類

(※1)申請書は、本会ホームページからダウンロードできます。

(http://akaihane-aomori.or.jp/subsidy/subsidy_akaihane.html)

(※2)申請時点で令和5年度事業報告及び決算の承認が取れていない団体は、令和4年度の事業報告書・決算書を提出。（決算承認後、当該書類を提出すること）

3 募集期間

令和6年4月8日（月）～5月24日（金）

4 助成決定

助成決定については、市町村共同募金委員会による申請内容の審査確認を経て、本会の助成計画に基づき、令和7年3月開催の理事会及び評議員会において助成の可否及び助成額を決定した後、所在地の市町村共同募金委員会を經由して申請した者に通知する。

5 助成金の交付請求

助成金の交付を受けようとするときは、「助成金交付請求書」を本会まで提出するものとする。また、助成金は、共同募金助成金交付請求書の内容が適正であることを確認のうえ、本会から指定する口座に送金するものとする。

6 完了報告

助成事業が完了したときは、「社会福祉法人青森県共同募金会助成要綱」第13条に基づき、事業完了報告書（様式第3号）を本会に提出するものとする。

（提出期限：事業実施年度終了後3か月以内）

7 留意事項

- (1) 募金総額と申請総額の調整等により、助成率が下がる場合がある。
- (2) 市町村社会福祉協議会助成事業については、単年度事業への助成を原則としているため、助成金に余剰が生じた場合は、助成事業終了後、本会にすみやかに返還するものとする。なお、当該返還分は、広域助成事業の原資として取り扱う。
- (3) 助成事業の実施に際しては、共同募金からの助成事業であることを表示するなどにより、寄付者等に対する使いみちの周知の励行に努めるものとする。

- (4) 本要領に定めのない事項については、「社会福祉法人青森県共同募金会助成要綱」及び「社会福祉法人青森県共同募金会一般募金取扱基準」によるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。